

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく  
長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料

【 一戸建て住宅 】

審査規模	新築		増築又は改築	
	確認書等なし	確認書等あり	確認書等なし	確認書等あり
100平方メートル以内のもの	47,000	15,000	71,000	22,000
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	71,000	22,000	106,000	33,000
200平方メートルを超えるもの	95,000	30,000	141,000	44,000

備考 床面積は、建築しようとする住宅の床面積とします。ただし、認定を受けた建築物の計画を変更して建築物にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とします。

【 共同住宅又は長屋住宅 】

□ 建築物の床面積に応じた額と認定住戸の床面積に応じた額の合計額

審査規模	新築				増築又は改築			
	建築物の床面積に応じた額		認定住戸の床面積に応じた額		建築物の床面積に応じた額		認定住戸の床面積に応じた額	
	確認書等なし	確認書等あり	確認書等なし	確認書等あり	確認書等なし	確認書等あり	確認書等なし	確認書等あり
500平方メートル以内のもの	66,000	14,000	42,000	12,000	99,000	21,000	63,000	18,000
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	105,000	22,000	69,000	21,000	157,000	32,000	103,000	32,000
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	220,000	42,000	123,000	30,000	329,000	63,000	184,000	46,000
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	382,000	59,000	229,000	57,000	572,000	88,000	342,000	85,000
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	661,000	74,000	379,000	98,000	992,000	111,000	568,000	147,000
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	1,217,000	131,000	705,000	162,000	1,824,000	196,000	1,056,000	242,000
2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	1,760,000	174,000	981,000	199,000	2,638,000	259,000	1,470,000	297,000
3万平方メートルを超えるもの	2,165,000	213,000	1,189,000	212,000	3,246,000	318,000	1,782,000	317,000

備考 建築物の床面積に応じた額の床面積は、建築しようとする建築物の床面積とします。また、認定住戸の床面積に応じた額の床面積は、認定を受けようとする住戸に係る床面積とします。ただし、認定を受けた建築物の計画を変更して建築物にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とします。

【その他】

	新築	増築・改築
長期優良住宅促進法第8条の規定に基づき法第5条第4項第4号イ及びロ又は第5号イ及びロに掲げる事項のみの変更	15,000	26,000
長期優良住宅促進法第9条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更	15,000	
長期優良住宅促進法第10条の規定に基づく地位の承継承認	15,000	

【長期優良住宅促進法第18条の規定に基づく許可】

1件につき 180,000

※確認書等とは、住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいいます。

※長期優良住宅促進法第6条第2項の規定による申出(建築確認申請同等の申出)がある場合は、建築確認審査手数料同等額が必要となります。

令和4年2月20日～